

平成 19 年 8 月 16 日

「大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正（流入車対策）素案」 に対する意見

大阪商工会議所

このたび大阪府において、「大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正（流入車対策）素案」（以下、素案という）が作成され、素案に対する府民等の意見が求められている。

大阪商工会議所では、素案の基礎となった大阪府環境審議会流入車対策部会による「大阪府における流入車対策のあり方についての中間報告」に対して、6月19日に意見している。このたび、素案に対しても、この意見に基づき再度建議する。

記

＜該当項目＞「Ⅱ 改正内容」のうち、「6. 荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置」に関すること（素案9ページ）

1. 周辺府県との広域連携で効果向上を

- 流入車対策問題が、対策地域外から流入する非適合車の問題であることが明らか以上、荷主、旅行者などの関係事業者による連携を求めるよりもむしろ、奈良県、京都府、和歌山県などの周辺府県との広域連携を下にした、より効果の高い対策を最大限に探っていくべきである。
- ステッカーによる車種規制適合車の把握という新しい試みも、府外の自治体との十分な連携があつてこそより実効性が高まるので、施策の策定時から広域的な対策案を検討すべきである。

＜該当項目＞「Ⅱ 改正内容」のうち、「5. 特定運送事業者による措置等の報告」に関すること（素案8ページ）と「9. 特定荷主等及び特定旅行者による措置等の報告」に関すること（素案10ページ）、並びに「6. 荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置」に関すること（素案9ページ）

2. 義務化する報告内容には合理化・簡素化の視点を

- 条例改正で付加予定の新たな報告義務が、対象事業者にとって大きな負担にならないよう、省エネ法や地球温暖化対策推進法などの既存の法律等による報告義務内容との整合性を十分考慮し、でき得る限り届出方法や様式の合理化・簡素化を図られたい。
- 車種規制適合車が使用されたことの確認とその結果の記録を「特定」以外の対象事業者にも求めているが、人員の少ない小規模事業者にとっては対応が難しく、これらの事業者に対しては、実施にあたり運用面で柔軟な対応を図られたい。

以 上